

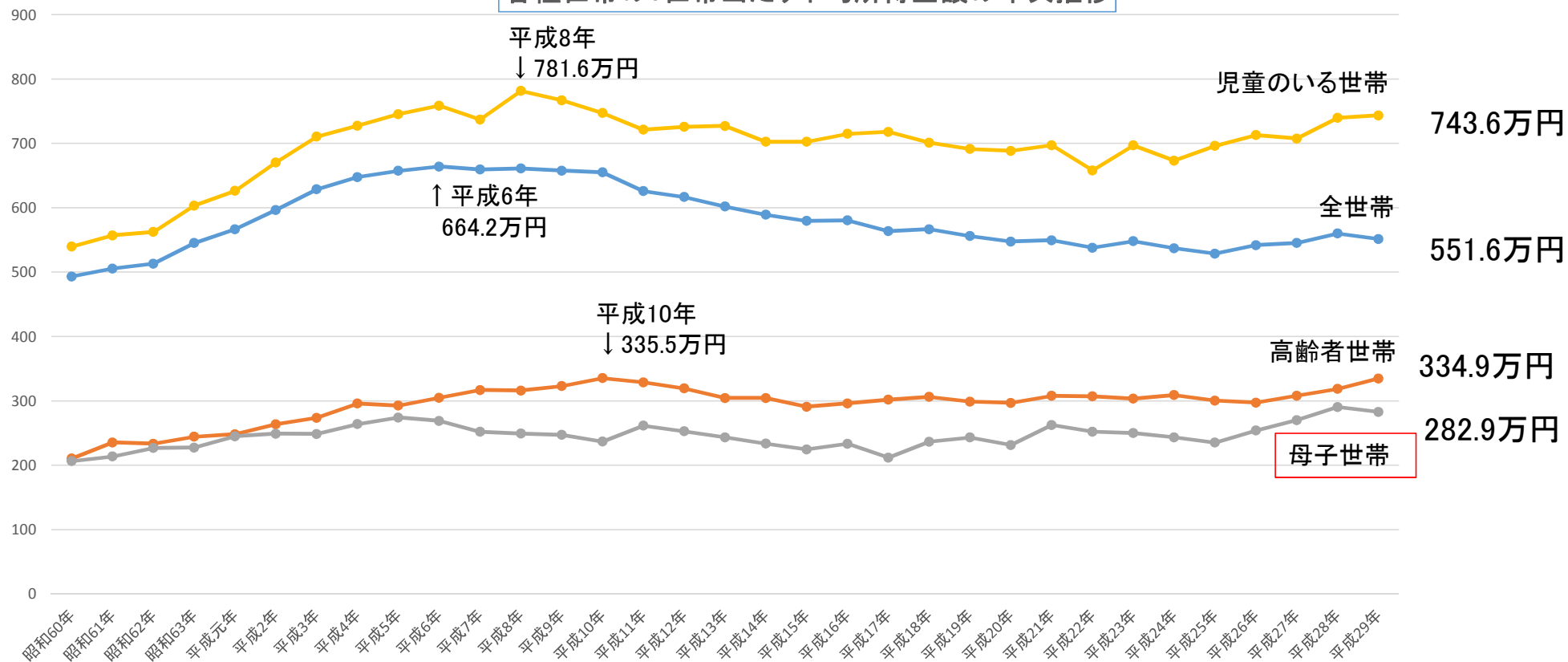
《振り返り資料》

第2回 新潟市就学援助制度意見聴取会議

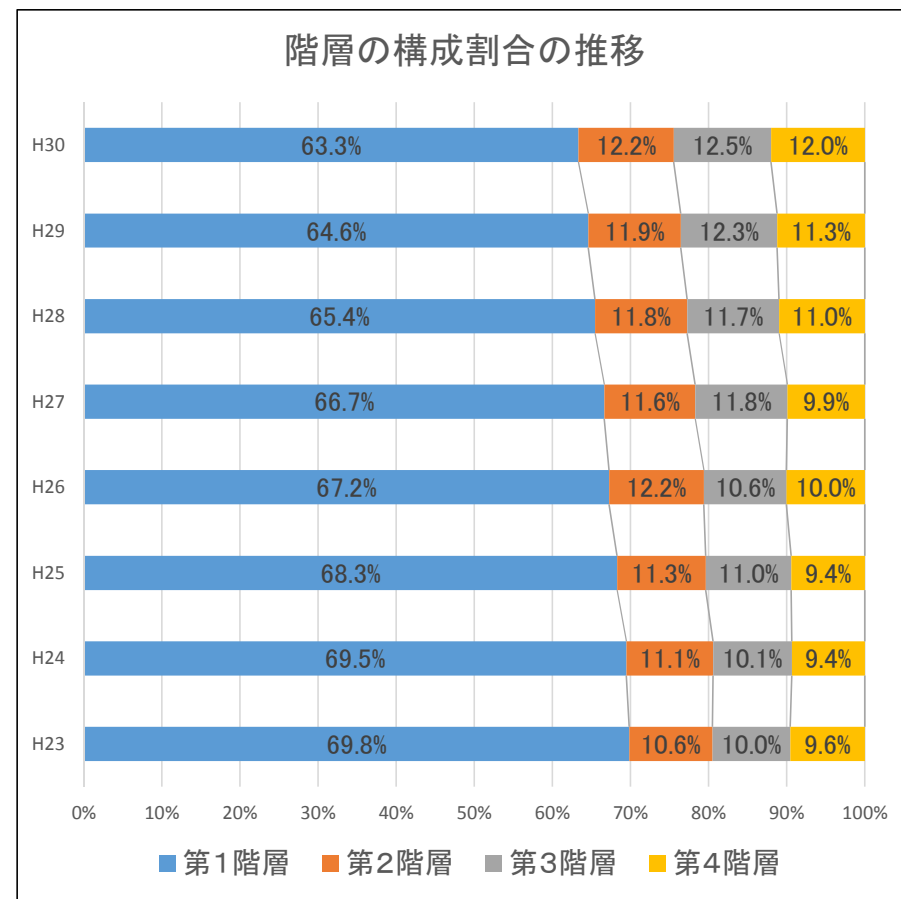
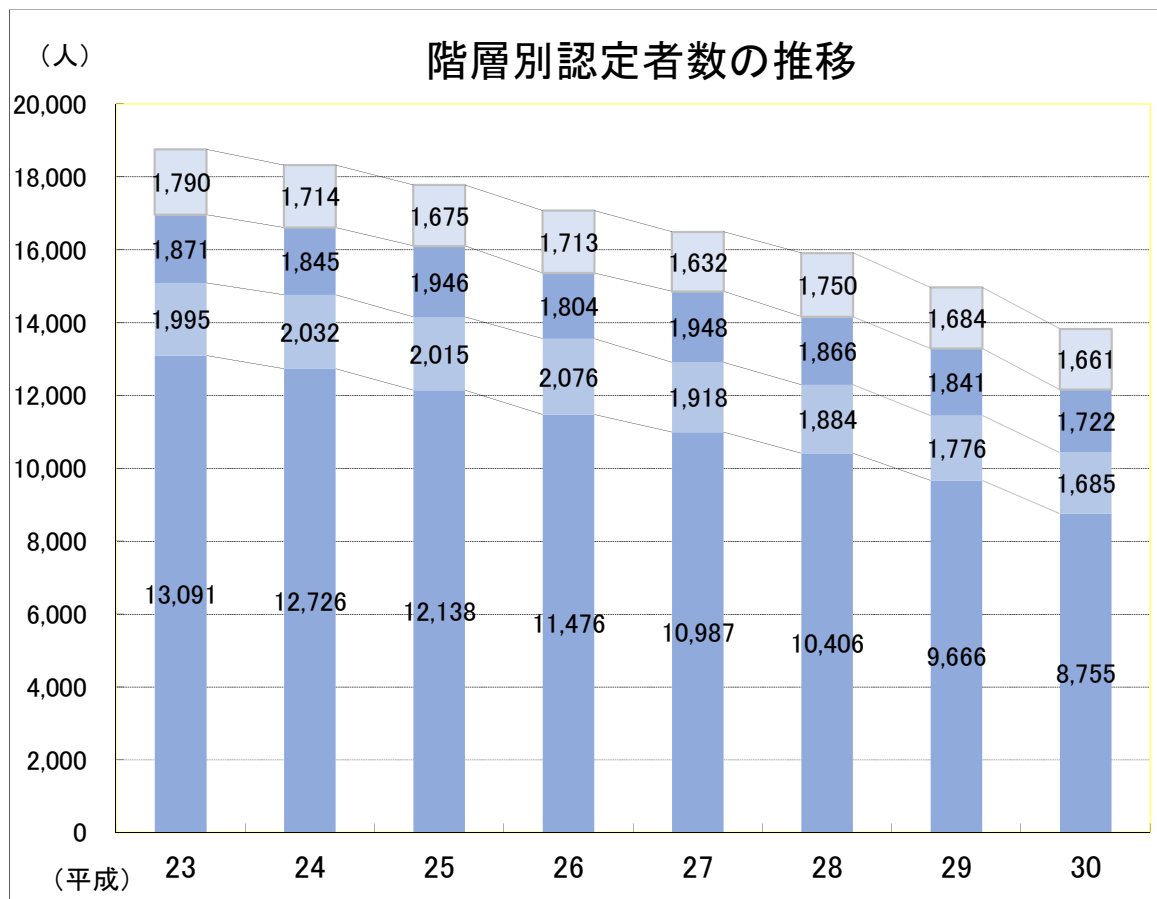
【資料要望・質問・意見概要】

【資料要望1】 国民生活基礎調査で「ひとり親世帯の所得の推移」に関するデータがあるので、資料を示すこと。

各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



【資料要望2】 本当に困っている人に手厚く支給する必要性を判断するには、階層ごとの経年変化の資料が必要。



【資料要望3】 実際の学校給食費の支給状況を数値で示してほしい。スクールランチの学校の生徒について50%以上喫食している数値を示してほしい。
【資料要望4】 就学援助制度認定者のうち、スクールランチ(学校給食校除く)を喫食していない生徒数を示してほしい。

○スクールランチ27校 支給状況(H29)

階層 (支給率)	認定者数	実支給総額	回答 3			回答 4	
			支給率50%以上 対象者	50% 以上率	50% 未満率	支給額0円 対象者	0円 率
第1階層 (100%支給)	2,015人	88,134,253円	(31,612円以上) 1,491人	74.0%	26.0%	22人	1.1%
第2階層 (75%支給)	335人	11,455,690円	(23,709円以上) 256人	76.4%	23.6%	0人	0.0%
第3階層 (50%支給)	321人	7,253,704円	(15,806円以上) 240人	74.8%	25.2%	2人	0.6%
第4階層 (25%支給)	275人	3,170,976円	(7,903円以上) 216人	78.5%	21.5%	1人	0.4%
合計	2,946人	110,014,623円	2,203人	74.8%	25.2%	25人	0.8%

※スクールランチ年額(平均)@345.49円×183日≒63,224円

【質問1】 <第2回会議／資料1の6ページ>

文科省の示す学習に必要なお金と階層別の平均支給額の比較の表について、この平均支給額(73,201円)には、医療費は含まれていませんか。

意見整理表(メモ)のⅣの1人当たりの平均支給額の記載では、給食費と医療費を除いたものが30,595円、そうでないものが73,201円となっています。

73,201円は、6ページの計と一致します。

73,201円に医療費が含まれていないとすると、30,595円との関係はどうなりますか。

【回答1】 意見整理(メモ)のⅣの記載に誤りがありました。次のとおり訂正します。

○訂正前：県内23位(73,201円、28市町村中)

○訂正後：県内23位(73,201円、学校医療費を除外、28市町村中)

【主な意見】

＜認定基準について＞

- 1 新潟市の財政難の中で、これ以上事業費を増やすことは難しいということは理解できる。しかし今後も児童生徒数が減り事業費も自然減となるが、自然減を超えるような形で就学援助の総額を減らすことがないようにお願いしたい。

＜支給階層について＞

- 1 母子家庭の半数以上が相対的貧困の状態にあり、生活は非常に苦しいと思われる。4階層の月額平均支給額は約2500円であり、これはもらえればありがたいというレベルの金額であると考えられるため、階層を見直しひとり親などの貧困層の支援を手厚くしてもいいのではないか。これは基準を厳しくし、収入の少ない世帯の支援を厚くするというもの。
- 2 階層ごとの経年変化を見て、第1階層の率が変わらず、第4階層の率が減っているという状況であれば、階層ごとの支給水準のバランスを考えた方がいいと思う。（資料要望2）

＜支給費目について＞

- 1 スクールランチを食べた場合に就学援助の対象としているが、スクールランチを食べなくても昼食は食べることになる。そのためスクールランチを食べる子どもだけでなく、弁当を食べる子どもも支給対象としてほしい。

財源的には、子どもの数が減っていること、また今の新潟市の厳しい状況を勘案しても、この程度であればなんとか実施できるのではないかと。

＜1人当たりの平均支給額について＞

- 1 階層を廃止して100%支給とするのに2億1千万円の予算が必要ということだが、平成25年度から30年度までの減額幅が同程度の額となっており、自然減の部分を活用すれば予算を捻出できることになる。
- 2 小学校、中学校の新1年生は、とにかくお金がかかるので学用品については精査して金額について増額を検討してほしい。

<制度周知について>

- 1 新潟市の申請率（30.1%）及び認定率（23.7%）は政令市では高い水準であるが、申請率と認定率の差が目立つ。
浜松市のように差がない市（申請率7.7%認定率7.5%）もあるので、この差を縮めるように努力をすべき。
- 2 受給可能なのに自己判断で申請しなかったというアンケート結果もあるので、自己判断の誤解を防ぐための努力をすべき。
- 3 申請主義ではなく、児童生徒が入学した段階で対象となるかどうかを市側で調べるという方法を検討すべき。
- 4 中学校の場合は12月～2月の初旬にかけて実施する入学説明会で学校生活にかかる費用の説明をする機会があるので、その際に併せて周知を行うのが効果的である。
学校への働きかけとして、入学説明会を実際に仕切っているのは教頭であるため、教頭会等を通して依頼すれば保護者への周知も進むはず。

＜制度周知について＞…つづき

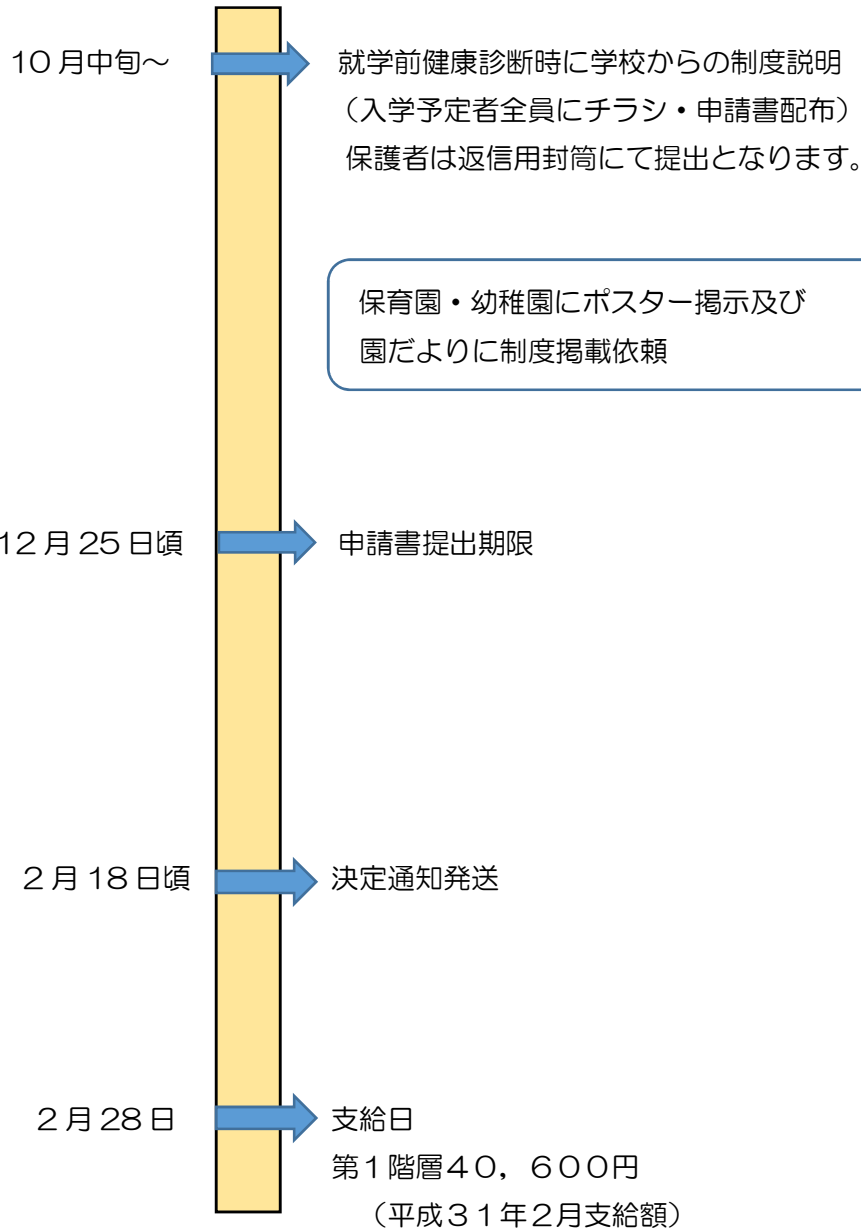
- 5 本来もらえるはずの人でももらえない潜在的受給可能者が16%いる。これを減らしていくことは重要。
- 6 生活保護と同じようなものと認識されている方もいると思うので、名称や説明を工夫することが必要。
- 7 申請率と認定率の差はあっていいと思う。申請率が上がっていくということは周知がうまくいっているということ。
- 8 周知について、教員など、より児童生徒に近い立場の人の制度理解が深まるといいのではないかと。気になる子どもがいたときに、制度を知っているだけでも対応が違わず。
- 9 入学前の学用品費については、もう少し表に出して周知をしていただければ申請される方も増えるのではないかと。

＜その他＞

- 1 貧困家庭においては、希望制のスクールランチではなく、一律、給食にした方がいいのではないか。アンケートをとるなど検討してほしい。
- 2 貧困層を考えたときに学校に行けば、ご飯が食べられるという状況は重要である。食べることは生きることにもつながるので、課題はあると思うが検討をお願いしたい。

<参考資料>

小学校新1年生：新入学学用品申請の流れ



※中学校新入学学用品費の支給について

小学校6年生の2月時点で就学援助制度に認定されている児童のみ支給対象となります。支給日は通常の就学援助制度の第3回目(3月10日頃)に合わせて支給しています。通年12月頃に小学校6年生の保護者向けに新入学学用品のお知らせの案内を配付します。

小学校・中学校就学援助制度の流れ

4月上旬

第1回目の制度周知

○小・中学校の児童生徒全員にチラシを配付（学校から）

○申請書

新規申請：保護者が学校に連絡し申請書もらう

継続申請：前年度、認定されたお子さんの申請書には前年記載の住所等の情報が記載されている。

新1年生：児童全員に白紙の申請書を配布。

入学前の新入学学用品費で認定されたお子さんのみ白紙の申請書及び氏名等が記載されている申請書の2枚を配付。

※保護者から提出された申請書は学校を經由して学務課へ届く。

4月中旬

申請書提出期限

※随時申請可能 申請をした月から対象となります。

（例えば8/19に申請した場合、認定月は8月～）

7月下旬

決定通知発送

8月中旬

第1回支給日（学用品、学校給食費、修学旅行費）

10月頃

2回目の制度周知

小・中学校児童生徒全員にチラシを配布。（市立学校のみ）

1月中旬

第2回支給日（学用品、校外活動費、学校給食費、修学旅行費）

3月上旬

第3回支給日（学用品、市独自制度奨励費、学校給食費、修学旅行費）

2月時点で認定されている小学校6年生のみ（新入学学用品費）

※修学旅行費は8月、1月、3月

学校の精算終了後のいずれかの月となります。

3月中旬

次年度のチラシ・申請書の送付

3月18日頃 業者から各学校へチラシを配付。

3月20日頃 学務課から各学校へ申請書（新規・継続）を送付。